

日 時：平成 28 年 11 月 24 日（木）10:00～12:16

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 8 0 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第80回資源管理分科会

1 開 会

開会 平成28年11月24日(木) 10時00分

閉会 平成28年11月24日(木) 12時16分

2 出席した委員の氏名(敬称略)

委 員	大森 敏弘	嘉山 定晃	川崎 一好	長瀬 一己
	東村 玲子	三木 奈都子	柳内 克之	山川 卓

特別委員	加澤 喜一郎	川越 一男	近藤 直美	白石 嘉男
	高橋 健二	千葉 康則	東岡 保	本間 新吉
	松本 ぬい子	横内 武久	若狹 信之	

3 水産庁側出席者

保科増殖推進部長 太田審議官 中企画課長 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長
黒川国際課長 竹葉研究指導課長 神谷漁場資源課長 田中資源管理部参事官
加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長 高屋捕鯨室長
高瀬生態系保全室長 中奥内水面漁業振興室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第 271 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について	1 1
諮問第 272 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について	2
諮問第 273 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について	4
【審議事項】	
(1) 指定漁業の許可等の一斉更新について	2 3
(2) 資源管理指針の一部改正について	6
【報告事項】	
(1) 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	2 3
(2) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について	3 9
(3) マダラの資源管理について	7
(4) 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	9
(5) 指定養殖業の許可の状況について	4 0
(6) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	4 1
【その他】	4 2
3 閉 会	4 3

○管理課長 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから第80回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます管理課長の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりませんので、いつものことですが、御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされてございます。本日は、資源管理分科会委員9名中、嘉山委員が出席されると8名ということになりますので、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立をいたしております。また、特別委員は、15名中11名の方が出席されてございます。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中に、今日はちょっと資料が多うございます。議事次第がございまして、その後に資料一覧がございまして、資料1からずっと資料12までございまして、御確認をいただきまして、もし会議の途中でも構いませんので、抜けとかがありましたら事務局のほうにお申しつけください。

あと、報道関係のカメラ撮り、もしカメラを撮っていらっしゃる方がいらっしゃいましたら、ここまでとさせていただきますので、撮影の方は御退席をお願いします。

それでは、山川分科会長、議事をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、雪の降るお寒い天気の中、お集まりくださいましてありがとうございます。

では、早速ですが、座って進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、前回の会議で委員の交代について御報告させていただきましたけれども、若狭特別委員が今回初めての御出席となりますので、御報告させていただきます。

若狭特別委員、一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○若狭特別委員 若狭でございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が3件、それから審議事項が2件、あと報告事項が6件というところでございます。このように、本日は御検討いただく議題が非常にたくさんありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、説明の都合によりまして、諮問の第271号につきましては後ほどお諮りさせていただくこととしまして、まず初めに諮問の第272号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、こちらのほうからやらせていただきます。事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。諮問文を読み上げさせていただきます。

28水管第1481号

平成28年1月24日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令に
ついて（諮問第272号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65号第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料3でございます。

内容につきましては、5ページ目をお開きください。

現行制度の概要でございますが、カツオ・マグロ類につきましては、高度に海洋を回遊する資源でございますので、多くの国が加盟する地域漁業管理機関において水産資源の保存管理措置が定められております。加盟国は保存管理措置の履行を担保しなければならないこととされております。

中西部太平洋まぐろ類委員会においても同じでございますが、その取り決められたことにつきましては、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等について定めている指定漁業の許可及び取締り等に関する省令におきまして、その履行を国内的に担保しているという仕組みでやっております。

改正の概要でございます。

南緯20度の線以北、北緯20度の線以南のWC P F Cが管轄する海域におけるまき網漁業の操業につきましては、F A D sを使用することによって小型のマグロ類を過剰に漁獲してしまうという傾向がございます。マグロ類の資源水準の低下を招くということが懸念されております。F A D sにつきましては、裏面に書いております集魚装置についてを後ほどごらんください。

WC P F Cにおきましては、マグロ類の資源状況を勘案しまして保存管理措置が定められておりまして、その保存管理措置の中でF A D sの期間制限、使ってもいい時期というのが定められております。裏返せば、禁止期間が7、8、9月と定められておりまして、平成27年12月に開催された年次会合におきまして、その7、8、9月の3カ月間の禁止期間を公海においては平成29年1月1日より周年で禁止するというということが採択されたことに伴い、これを国内法で担保するというところでございます。

具体的には、7ページ目に書いてございます別添2で国際取り決めの内容が下のほうに書いてございます。今見ていただいたページの裏側の8ページ目でございますとおり、南緯の20度から北緯の20度の間の水域において、この黄色で示されている水域において、F A D sの使用が周年で禁止されるということでございます。

5ページ目に帰っていただいて、2の(3)でございますが、今説明した内容を指定省令で担保するために、指定省令の別表第2大中型まき網漁業の項に公海上の周年禁止を追加するというものでございまして、施行日は29年1月1日からを目途としております。既にパブリックコメント等を終了いたしまして、この内容につきましては、WC P F Cの会合にも参加してございました海外まき網漁業協会に対しまして既に周知しており

ますので、特段の問題はないのではというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

特に御意見ないようですので、諮問第272号については原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第273号「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいいたします。

○国際課長 国際課長の黒川でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、資料に基づいて、時間の関係もございませので簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず諮問文でございます。資料の4でございます。

28水管第1567号

平成28年11月24日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問
第273号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の許可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成29年4月1日から平成31年3月31日までと定めたいので、

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容でございます。ページ番号がついていなくて恐縮でございます。1枚めくっていただいて資料の4-1、内容の公示についてというところで御説明をさせていただきたいと思っております。

この公示は、ミンク及びマッコウクジラを除く歯鯨の小型捕鯨業を指定漁業としてございますが、その指定漁業の許可に関するものでございます。「ミンク及びマッコウクジラを除く歯鯨」と申し上げましたが、2ポツの公示内容の（1）の括弧の中で書いてございますが、ミンククジラについては、IWCにおけるいわゆる商業捕鯨モラトリアムを我が国としても受け入れておりますことから、実際には捕鯨対象としておりません。したがって、マッコウを除く歯鯨が事実上、対象になっているものでございます。

内容でございます。今の2の（1）のところでございますが、許可をすべき総トン数別の隻数でございます。これは現行9隻としておりますが、同じく9隻ということで、変更なくやっていきたいというふうに考えてございます。

（2）許可を申請すべき期間でございますが、審議会で御承認いただきましたら、所要の経手を経まして公示を経た後——大体12月上旬をもくろんでございますが——から来年の3月上旬までの3カ月間ということで公示をしていきたいと考えてございます。

許可の期間でございます。冒頭の諮問文の中でもございましたが、現行の許可と同じく2年間ということをお願いしたいと考えてございます。

簡単でございますが、説明は以上であります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等がございましたら、御発言よろしくお願いいたします。

特に御意見等ないようですので、諮問第273号については原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に、予定では諮問第271号の諮問が準備されておったんですけども、諮問第272号及び諮問第273号の答申につきましては、諮問第271号の説明の後にあわせて行

うこととし、議事が後ろのほうに飛んで大変申しわけありませんけれども、審議事項の
(2)「資源管理指針の一部改正について」のほうを先に御審議いただきたいと思いま
す。

では、「資源管理指針の一部改正について」、事務局から御説明よろしくお願いいた
します。

○管理課長 管理課長の藤田でございます。

すみません。横長の新旧対照表になっております資料6をごらんください。

資源管理指針の改正につきまして御説明をさせていただきます。

資源管理指針は、この国の今後の資源管理のあり方といたしまして、資源管理の方針
と、この方針を踏まえました魚種あるいは漁業種類ごとの具体的な管理方策を策定する
というものでございまして、主な改正点は3つになってございます。

1つ目は、平成28年度の資源評価結果を反映したことによる改正でございます。ただ、
今年からサバ類、スルメイカ、ブリにつきましては評価時期が遅くなりましたので、今
回の11月の審議には間に合っておりません。最新の資源評価がわかり次第、改めてその
部分については修正をさせていただくということで考えてございます。

2点目は、平成26年漁業・養殖業生産統計年報に基づく漁獲量等の統計のデータが明
らかになった部分を反映させたというものでございます。

そして、3点目が資源管理目標等の変更でございまして、具体的には3つございまし
て、ここで何度も御説明を申し上げておりますけれども、まず、太平洋クロマグロで
ございます。(2)の資源管理目標について、資源管理措置の内容を具体的に記載し、W
C P F Cにおける暫定回復目標についても記載させていただいたということございま
す。

また、(3)の資源管理措置について、W C P F Cの決定を受けまして、30キログラ
ム未満の小型魚、30キログラム以上の大型魚の漁獲上限を記載したほか、沿岸漁業にお
ける資源管理措置の内容についても記載をしてございます。

続きまして、トラフグでございます。トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資
源管理目標につきましては、昨年、全国会議におきまして当面の回復目標が設定されま
したので、その旨、この資料の3ページに書いてありますように記載をさせていただく
ということで考えております。

最後の3点目になります。4ページになりますが、遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺

し網漁業等に関する（２）の資源管理措置でございます。これは、北太平洋漁業委員会（N P F C）におきまして、太平洋公海域における資源管理措置が2017年から発効するというに伴いまして、従前、自主的措置として実施してきた資源管理措置が法的措置に移行するというについて記載をするというものでございます。

資料6－1と資料6－2は、それぞれ全体の新旧対照表と変更を反映させた全体版でございますので、後ほどお目通しをいただければというふうに考えてございます。

なお、今後、最終化する上で字句の修正等が生じた場合には、分科会長に御説明をして了解を得ることとしたいというふうに考えておりますので、あわせて御了解をいただければというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に御発言ないようでしたら、資源管理指針の一部改正については原案のとおり決定するというのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

そうしますと、ちょっと神谷漁場資源課長がまだ御到着じゃないということで、報告事項の（３）番、「マダラの資源管理について」というところからよろしく願いいたします。では事務局、よろしく願いいたします。

○管理課長 いろいろすみません。資料9をごらんいただけますでしょうか。

マダラの資源管理につきましては、昨年11月の本分科会においてT A C管理に関する検討を行うということを御報告いたしまして、その後、今年の5月の本分科会におきましては、都道府県ですとか業界向けの調査などを踏まえた検討状況を報告させていただいております。5月の本分科会におきまして、今後の進め方といたしまして、マダラについては、現在資源水準が高位であるものの、過去に大きく変動してきたという性質があることを踏まえ、変動する資源の状況に応じた資源管理の必要性について漁業者の理解が必要である。このため、T A C管理だけでなく、必要に応じてインプットコントロールやテクニカルコントロールをも含めた資源管理の基本的な考え方を秋ごろをめどに

取りまとめとしておりました。本日は、その基本的な考え方について御報告を申し上げます。

まず、資源管理の必要性については、我が国におきましてマダラが非常に漁獲量が多くて、広い海域で多様な漁法が利用する重要資源の一つである。現在、資源は高い水準にあるものの、中期的には資源が大きく変動していることから、安定的な利用を図るため、資源管理の高度化を図っていく必要があるということで整理をさせていただいております。

続きまして、資源管理の考え方についてですが、現在、マダラの資源管理につきましては、主に浜や都道府県といった地域や漁業種類ごとに公的に、又は自主的にインプットコントロールやテクニカルコントロールが行われております。これらの管理措置につきましては、地域や漁業種類によって様々であることから、中期的に資源の安定的利用を図っていくため、資源管理の高度化といたしまして、資源評価については評価精度の向上や資源状況に対する関係者の理解醸成に向けた取り組みを進めるとともに、資源管理措置につきましては、資源の状況、漁業や資源管理の実態を踏まえ、親魚の安定確保やTAC管理の活用を含む統一的な措置の検討を進めていきたいと考えております。

具体的には、2枚目をごらんください。隣接国の水域とまたがって分布する系群を除きまして、漁獲量の大きい北海道周辺の太平洋の資源量推計はまだできていないという状況でございます。仮にTAC管理を実施するということになれば、この海域の資源評価は更なる高度化が必要だろうというふうに考えてございます。

また、多くの沿岸漁業でも漁獲されておまして、必ずしも専獲ではないというものが相当あるということがだんだん明らかになってきておまして、そういった意味では、やはり海域ごとの状況を踏まえた資源管理手法の組み合わせを行うことが適当と考えております。

そして、資料の冒頭に戻りますけれども、このような基本的な考え方をもとに関係者の意見を十分聞きながら、引き続き、この検討を進めていきたいと考えております。また、検討状況につきましては、適宜、本分科会に報告させていただいて御意見をいただければというふうに考えております。

以上、手短でございますけれども、マダラの資源管理に関する基本的な考え方について御報告となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、御発言よろしくお願いたします。

特にございませんですよ、次の報告事項でよろしいですかね。次の報告事項に移りたいと思います。「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」ということで、よろしくお願いたします。

○漁業調整課長 資料10でございます。漁業構造改革総合対策事業、もうかる漁業、その震災復興版のがんばる漁業復興支援事業で、大中型まき網漁業の合理化に向けた取り組みを行っているところでございます。この取り組みは、漁船や操業体制の見直し等やっっていくわけでございますが、指定漁業制度にも関係するものがありますことから、この資源管理分科会において、その進捗状況を適宜報告してきたところでございまして、今年も進捗状況について報告させていただくという趣旨でございます。

1 ページの図にございますとおり、漁船隻数の縮減により漁獲能力を増やすことなくコストを大幅に削減し、安定的な経営を図る取り組みをやっ、探索能力の低下等により漁獲能力は増加しないというようなことでございます。網船の大型化による居住環境の改善や安全性の向上が図られるということで、下の図にありますように、従来型の船団構成をミニ船団化してきたという取り組みをやっってきたということでございます。

2 ページ目をお開きください。

先ほど申しました指定漁業制度との関連につきましては、ここに記載してありますとおり、特に一番下のところ、太字で書いてございますが、大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針におきまして、試験操業の許可に係るもので、試験操業の結果、漁獲量が増大しないと認められるものに限ってトン数階層を上を上げたりというようなことができるようになっております。

その次のページをごらんください。

個別の取り組み状況でございますが、3 ページ目、平成26年度から北部太平洋海区でがんばる事業で実施している第78山仙丸の取り組みでございます。一番下の表に漁獲能力が向上していないということを論証するための対比表が掲げてございます。同じ海区で操業するほかの船団18船団と比較した場合につきまして、漁獲量が101であったものが100に下がっているということで、この取り組みにつきましては漁獲能力が向上していないと言えらると思います。

その次のページをごらんください。

第1清勝丸でございます。これは先ほど差しかえをお願いした部分でございます、これは船団構成が変わっていないように見えますけれども、実際は199トンの網船を導入して探索船1隻を削減して、カツオ・マグロ操業時には1船団5隻体制、アジ・サバ・イワシ操業時には4隻体制で操業を行っているというところでございます。この部分がちょっとわかりにくくなっておりましたので、書き加えたものに差しかえさせていただいた次第でございます。

一番下、先ほど申しましたとおり、漁獲能力が向上していないということを見るために、他の9船団、同じ海区の9船団と比較したものでございまして、111%程度であったものが103%に落ちておりますので、これも漁獲能力が向上していないということでございます。

5ページ目、第35八興丸でございます。この取り組みは、平成26年度から北部太平洋海区と太平洋中央海区でもうかる事業を実施しているものでございますが、周年カツオ・マグロ等を対象にした操業を行っております。北部太平洋海区300トン型ミニ船団と、太平洋中央海区の349トン型の海まき船をベースに、499トン型1隻にかえるという取り組みでございます。数量的にも2船団のものを1隻にしたわけですが、当然下がるわけでございますが、ごらんのとおり65と101だったものが76になっております。これはカツオ・マグロ類を目的としたものになっておりますが、かつての2船団のときは、下のほうに書いてありますとおり7,840トンだったわけですが、35八興丸1隻になった結果、5,976トンのカツオ・マグロ類の漁獲になっておりまして、これも24%減少しておりまして、カツオ・マグロ類に対しても漁獲能力は落ちているということでございます。

それから、6ページ目でございます。

これは平成26年度から東海黄海海区、それから北部太平洋海区でもうかる事業を実施している第11源福丸による取り組みでございます。周年でサバ・イワシを対象とした操業を行っておりますが、199トンの網船を導入し、探索船1隻を削減して、1船団4隻体制で行っているものでございます。これも従来は138であったものが103に落ちておりますので、漁獲能力は向上していないということでございます。

以上4船団は、3年間の実証事業の結果、構造改革の取り組みの前と比べて漁獲能力は増加していないというふうに理解しておりまして、試験操業終了に合わせて本許可に持っていくというふうなことを考えております。

構造改革の取り組みにつきましては、今後とも透明性のある形で進めて、沿岸漁業に御理解いただきながら実施していく方針でございます。海区によって操業実態も異なることから、実証事業は今までどおり海区ごとに検討を行っていくということにしております。

その後ろについておりますのは、これまでのものを取りまとめたもの、それから8ページ以降につきましては、もうかる漁業全体の実施状況でございます。10ページ目はがんばる事業のこれまでの実績でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、高橋特別委員、よろしくお願いいたします。

○高橋特別委員 1点だけお願いしたいと思います。2ページ目の上のほうの実証事業の括弧書きの丸の3つ目に、「よって」から始まる文章なのですが、このとおりでございます。これを厳格に守っていただきたいという要請をしておきます。

以上です。

○山川分科会長 では、御要望ということでよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 先ほど御説明したとおり、この形式を堅持したいというふうに考えております。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、特になければ、次に移っていききたいと思います。

神谷漁場資源課長が御到着されたということですので、それでは、順番が前後してしましまして申しわけありませんでしたけれども、最初の諮問事項の第271号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、御審議いただきたいと思っております。

御検討いただく内容が平成28年漁期、今漁期ですけれども、そのズワイガニのTACの期中改定と、それから来漁期の29年漁期のマアジ、マイワシの当初TACの設定及び29年のTAEの設定に分かれております。一つ一つ進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、28年漁期のズワイガニのTACの期中改定について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、資料2が今回の諮問内容になりますので、まず諮問文を朗読さ

させていただきます。

28水管第1471号

平成28年11月24日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第271号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2を1枚めくっていただきますと、別紙として基本計画の変更案を新旧対照表で示してございます。

まずTACの関連でございませけれども、別紙の中の7ページ、そこに第3といたしまして、第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項の1の中期的管理方針がございませ。今後、これから資源評価結果が公表になるマサバ及びゴマサバとスルメイカ以外の魚種につきましては、前回の9月の分科会で実質的に御説明をして御審議をいただきましたので、それ以外の主な変更点を御説明いたします。

資料の2-1をごらんください。横長になっております。このオレンジでマークしてある部分でございませ。

まず初めにズワイガニのTACの変更について御説明をさせていただきます。

まず、ズワイガニの太平洋北部系群でございますけれども、資料2の後ろのほうについています参考資料、これのTAC期中改定の基本ルール、ここのケース1に該当するということで、今年夏の資源評価結果で平成28年のABCが当初の59.5トンから229トンに増加したことに伴いましてTACを期中改定するという内容でございます。

具体的には、資料の2-3をごらんください。

ちょっと細かい資料になってございますけれども、ズワイガニの太平洋北部系群につきましては、昨年の28年当初の評価におきましては資源水準が低位ということになっておりましたけれども、今年の夏の評価におきましては、新たに得られたデータを用いて評価を行った結果、資源量が上方に更新された。資源水準も低位から中位になったこと、これに伴いまして、当初評価と同様の考え方でありまして、将来5年間一度も資源を減少させることなく最大の漁獲を得ながら資源の増大に対応するという、そういう漁獲の強さというんでしょうか、Fも大きくなったということで、ABCも大幅に増加したというものでございます。

続きまして、ズワイガニのオホーツク海系群です。その下の段になりますが、オホーツク海系群につきましては、資源状態は低位、動向は減少ですけれども、もっぱらロシア側に分布するまがり資源でございます。我が国のみの管理では限界があるということから、TACは最大の資源の来遊状況に対応できるよう、過去の漁獲実績に基づいて設定するというようになっております。27年漁期、6月末までの漁獲量が最終的に905トン、沖底で810トン強、北海道で94トン強ということになりましたので、5月の本分科会で一旦というか、500トンと設定してございました28年漁期のTACを1,000トンに変更したいというものでございます。

次に、資料の2-2をごらんください。

1ページ目に、今御説明しました2つの系群を含めた全体のTACがオレンジで示したところの左側になります。配分は右側の大臣管理分の全体及び系群別というところで矢印で示した数字になりまして、めくっていただきまして都道府県別の数字と、それと3ページ目が全体の数字という形になります。

ズワイガニにつきましては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、御発言よろ

しくお願いいたします。

特に御発言がないようですので、28年漁期のズワイガニのTACの期中改定につきましては原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、29年漁期のマアジ、マイワシのTAC設定と、それから29年のTAEの設定について御議論いただきますけれども、初めにこれらの魚種の資源状況について事務局より御説明していただいて、御質問を受けた後、29年TAC設定のポイントとTACの設定について、一つ一つ審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から資源状況に関する資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の神谷です。遅れて申しわけございませんでした。

お手元の資料の2-4を使って説明させていただきます。この資料2-4のページ3をお開きください。ここにマアジ、マイワシ、それぞれ系群別の資源状況の一覧をまとめております。

マアジの太平洋系群につきましては、現在の資源量が4.4万トン、うち親魚量が2.7万トンです。資源水準及び動向は中位・減少でございます。ちなみに、Blimitは2.4万トンとなっております。ABCでございますが、紫色の欄のところに2014年から2016年までのABCの実績と実漁獲量をまとめておりますが、2017年につきましてはABCについては0.83から1.25万トンを提示いたしております。

次に、マアジの対馬暖流系群でございますが、資源水準・動向は中位・増加傾向にございます。Blimitが15万トンに対しまして親魚量が25万トンです。2017年のABCといたしましては13万トンから20.8万トンを提示いたしております。

3番目にマイワシの太平洋系群でございますが、資源水準・動向は中位・増加でございます。Blimit、22.1万トンに対しまして親魚量は61万トン、全体の資源量が186万トンでございます。2017年のABCにつきましては46.7から73.5万トンとなっております。

一方、同じマイワシの対馬暖流系群でございますが、こちらは中位・横ばい、Blimitが10万トンに対しまして親魚量が19万トン、資源量全体で30万トンと、太平洋系群に比べますとかなり小さな量となっております。ABCにつきましても6万トンから12.1万トンという幅を持って提示させていただいております。

以上がマアジ及びマイワシについての資源の最新の状況でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのマアジ、マイワシの資源状況に関する御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

なお、TACの設定につきましては、後ほど御議論いただくことになります。よろしくをお願いいたします。

特に御発言がないようですので、次のマアジの28年漁期のTACについて、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

○管理課長 それでは、平成29年漁期のマアジ及びマイワシのTACの設定と配分につきまして御説明をいたします。

まず、今回のマアジ及びマイワシの29年漁期のTAC案につきましては、10月17日に東京におきまして公開で意見交換会を開催しております。御出席の方々からは、マイワシ資源につきまして今後どうなるんだというような、将来の見通しとございますか、そういったものについて御意見とか御質問が多数ございましたけれども、TACの数量そのものについては、こうすべきだといった意見はございませんでした。

また、本件につきましては、ホームページを通じましてパブリックコメントを行いましたけれども、TACの数量について特段の意見はいただいておりません。

それでは、まず29年漁期TAC設定全般についての御理解を賜るということで、資料2-5、平成29年漁獲可能量（TAC）設定のポイントということの資料を御説明申し上げます。

29年漁期におきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に定める理念、方法等に基づきましてTACを設定いたしたいと考えております。具体的には、まず1点目といたしまして、TACの設定につきましては、漁業の経営事情を勘案しつつ、原則としてTACをABC以下ということで考えております。2点目は、TACを設定する時期につきましては、より直近の資源動向等を踏まえて設定することとし、各魚種ごとにTACの管理期間が開始される直前にそれぞれ設定するという形を考えております。3点目は、資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえまして、新たな資源評価結果ですとか浮魚資源の漁場形成状況、こういうものを踏まえつつ期中改定を行うということにいたしたいと考えております。4点目といたしましては、主たる生息水域が外国水域でございます

資源につきましては、来遊状況が良好な場合に対応できる数量ということで、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定するというもので、こういうことに留意をしつつ、それぞれの魚種、系群につきましてTACを設定してまいりたいと考えております。

あと、この資料の3のところにTAC期中改定の基本ルールというのがございます。これは平成21年11月の一部改正が最後となっております、これまでの運用実績というものを踏まえまして、より現状に合ったルールにするということで現在検討中ございまして、ある程度固まった段階で再度ここで御審議をお願いすることにしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

マアジのTACになります。29年のマアジにつきましては、資料2-7になります。

再び細かいものになりますが、マアジにつきましては、中期的管理方針におきまして太平洋系群については資源が減少傾向にあることから、減少に歯どめをかけることを基本方向として管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取り組みの推進を図るものとするかとさせていただきます。

ABCは、同じページの下段の表のとおり複数算定されておりますけれども、このうち太平洋系群につきましては、③の親魚量の増大、対馬暖流系群につきましては、③の親魚量の維持のシナリオを採用しますと、太平洋系群は1万2,500トン、対馬暖流系群は20万8,000トンとなります。ただし、対馬暖流系群のABCにつきましては、TAC算定のベースといたしまして、従前より我が国200海里内の数量を括弧内に示してございまして、この数値につきましては、2ページ目、裏にございますように、韓国の直近5年平均の漁獲量2万3,000トンを差し引いた18万5,000トンが日本のEEZという数字になります。したがって、TACにつきましてはABCと等量ということで、太平洋系群のABC、1万2,500トンと、今御説明いたしました対馬暖流系群の18万5,000トンを合計した19万7,500トンということになります。

TACの配分につきましては、ちょっとまた戻っていただきまして、資料2-6をごらんください。資料2-6の左側、オレンジの部分が全体でございまして、右側が大臣管理分、大中型まき網漁業の部分が8万トンということになりまして、関係都道府県の

知事管理漁業の分は、その裏になります。三重県とか島根県とか山口県といったあたりに数字が入ってございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、御発言よろしくをお願いいたします。

特に御発言がないようでしたら、マアジの29年漁期のTACについては原案のとおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、29年漁期のマイワシのTACについて、事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

○管理課長 先ほどと同じ資料になりますが、資料2-7の3ページ目をごらんください。

マイワシにつきましては、中期的管理方針におきまして、太平洋系群については、海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性が高いことから、海洋環境や資源動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持（可能な場合には増大）を基本方向として、管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取り組みの推進を図るものとするとしてございます。

この方針に即したABCといたしましては、太平洋系群及び対馬暖流系群ともに③の親魚量の維持というシナリオを採用いたしまして、太平洋系群は73万5,000トン、対馬暖流系群は12万1,000トンで、合計は85万6,000トンとなりまして、TAC数量はABCと同量ということで85万6,000トンとなります。

次に、TACの配分につきましては、9月の本分科会でも今漁期のマイワシの期中改定を行いましたけれども、その際、国で2割ほど留保を持つことといたしております。29年漁期におきましても、マイワシの突発的な漁場形成に対応するため、国で40万トン程度留保を持つことといたしまして、漁場形成の偏りへの対応も念頭に置きながら、留

保の中から段階的に必要に応じて配分していきたいというふうに考えております。

なお、追加配分する際には、この太平洋系群と対馬暖流系群のABCの比率といたしまいか、それぞれに留意をいたしまして、TAC配分が系群別のABCの範囲内におさまるとい形で管理を基本といたしまして、漁場形成の状況ですとか調整上の必要性から、もし仮に系群別ABCを超えるというような配分が行われる場合には、漁獲の見込みも考慮いたしまして資源の将来予測への影響について確認をして、本分科会へ報告をいたしたいというふうに考えております。この方式につきましては、マイワシ資源の急増という状況に適したものかどうか、29年、来年の実施状況を見て検討いたしまして、必要に応じて見直しということで対応していきたいと考えております。

なお、マイワシ等につきましては、太平洋と対馬の2つの系群が重なる海域があることなどから、この2つの系群をあわせて管理を行っておりますけれども、今、神谷課長からも説明がありましたように、マイワシ資源の場合、太平洋系群は増える状況にありますけれども、対馬暖流系群はそんなに大きく増加していないという状況ですので、こういうものをちゃんとバランスを留意しながら管理を進めていきたいと考えてございます。

具体的な配分でございますが、先ほどのマアジと同じく2-6の資料になります。

左側が全体の数量で、右側が大臣管理分の数量になっておりまして、28年当初の配分は、大中型まき網漁業については同じ配分量という形で23万7,000トンと考えております。

関係道府県の知事管理分は、その裏になります。千葉県とか石川県とか三重県のほうに数量が掲げられておりますので、こういった形で設定をしたい。あくまでもこういう当初案ということで、これらは段階的な追加配分を前提とした当初の配分ということで考えております。

TACの設定及び配分については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言よろしくお願いたします。

○高橋特別委員 TACの配分については異論はございませんけれども、29年度のTAC設定のポイントで1から4までありますけれども、1と4についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、1の「原則としてTACをABC以下とする」という書き出しがありますけれども、私の理解では、できるだけTACをABCに近づけるという流れできたと思っていました。かつてはABCとTACの乖離がかなりあって、資源管理の問題から、できるだけABCにTACを近づけたいんだということでやってきたんだと思っているんですが、今回、29年度についてはABC以下にするという書き出しになっていますので、この辺がどういうふうな経緯で変わってきたのか、伺っておきたいと思います。

それから、4番のいわゆるまたがり資源のことですが、従来も言ってきたとおり、公海から日本の200海里に入ってくる魚、主体的なものはサンマということになるかと思いますが、これらの資源の管理の仕方をどのように考えているのか。国民感情からすれば、公海で外国漁船が大量に漁獲をして、日本の200海里のほうに来遊が少なくなっている、それから遅れて来るといような新聞報道等々もあって、これらのTAC設定について、これから今後どのような検討をしていくのか。我々も不安な要素がありますので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願いいたします。

○管理課長 TACイコールABC以下、これにつきましては、資源のあり方検討会とかで検討の経緯を踏まえまして、ABC以下にするんだということで、もう既にそういう運用をさせていただいているということでございますので、おっしゃるとおり、TAC導入当初のときは、数字が別になっていたんですけども、現在は運用をこういう形でやらせていただいているということでございます。

あと、4番の部分は、実はサンマの話は前々回ぐらいだったと思いますけれども御説明をさせていただいたように、NPFCCでの議論の経緯を踏まえた形で管理をしていかないと、漁業者との関係でTACとの整合性がうまくとれないものですから、そういった意味で、少し例外扱いをさせていただいております。

この4番で申し上げているのは、ここに書いてございますように、どちらかというと外国のEEZ内に主分布域があって、その端っこのほうが日本の分布域の水域になっている、そういった資源は、なかなか日本だけでTACをきちんきちんとやってもあまりうまく管理ができないものですから、そういった意味でTACの中では例外扱いしていますよと、そういうことを記載させていただいているということでございます。

○高橋特別委員 この4番に記載をされていることは理解しております。私が言いた

かったのは、今現在7魚種のTACの設定に当たって公海から入ってくる、NPF Cでも設定されていない状態の中では、公海のことであまり気にもしなかったんですが、こういう条約ができて地域漁業管理機関が設定をされるという中で、その管理機関の管轄する海域から資源が入ってくる。今後、こういう問題が起きてくるわけですから、その資源を今後どのように考えていくかということが重要なのではないかなと思っています。

4番は、従来からのロシアからの、またがり資源についてどうするかというもので、これとは違って公海からのまたがり資源の問題をどうするか。カツオ・マグロも考えようによってはそういうことかもしれませんね。そういうことを今後検討していくべきではないかと思っております。その辺を検討していただければと思います。

○山川分科会長 では、御意見ということで、よろしく願いいたします。

ほかにマイワシのTACにつきまして御意見、御質問等ありますでしょうか。

○柳内委員 柳内でございます。

まき網漁業者としましては、マイワシ資源の回復基調を強く感じているところでございますが、今回も国のほうで40万トンの留保枠を設定するという事で、漁業者としましては、その留保枠は迅速に放出の御対応をいただければ支障はないという思いでございます。

ですが、一方、水産流通・加工、冷凍加工業者さん方の設備投資意欲を、もしタイミングをずらす結果になるとか、そういった影響が出ないであってほしいなという思いもございます。漁業者と流通・加工業者の方は両輪の存在だと思っておりますので、そういった浜の陸上側の方々の声も拾いながら、留保枠のあり方を今後も引き続き検討していただきたいというお願いでございます。

○山川分科会長 何かコメントはございますでしょうか。

○管理課長 その点につきましては、先ほど申し上げました意見交換会の場でも少し意見が出たものだというふうに認識をしております、おっしゃるとおり資源の変動期に陸上の投資のタイミングというんでしょうか、そういったものに結構影響が大きゅうございますので、陸上の関係者の方の意見もいろいろお聞きしながら、TACの配分につきまして検討をしてみたいというふうに考えております。

○山川分科会長 では、ほかにマイワシのTACにつきまして何かございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、マイワシの29年漁期のTACについては原案のとおり

承認していただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、最後に29年のT A Eの設定について、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○管理課長 資料2-8になります。漁獲努力可能量制度(T A E)についてでございます。

T A E制度は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲努力量の総量管理制度でございます。T A C制度と同様に第2種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めて管理をいたします。また、T A Eは採捕行為そのものの規定でございますので、期間と海域を定めて統一的に操業隻数と操業日数の積である漁獲努力量を操業隻日数として定めて管理をするということとしております。この漁獲努力可能量の設定につきましては、資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に減船、休漁、保護区の設定などの漁獲努力量削減措置が行われる場合に、その効果を阻害するということのないように、漁獲努力量の増加を抑えるために設定をするということにいたしております。これは資源回復計画、御存じの方が多いと思っておりますけれども、これと連動して運用してまいりましたけれども、資源回復計画の取り組みが23年度から導入されました資源管理・収入安定対策のもとでも基本的に継続されているということでございますので、従前どおり8つの魚種につきましてT A Eを設定するというものがございます。

なお、平成29年のT A Eにつきましては、管理期間の欄を平成29年に変更したという内容のほかに、青森県におきまして小型底びき網漁業の許可隻数の上限を半減したということがございましたので、漁獲努力量につきましても従前の388隻・日から194隻・日と半減することでまとまりましたので、そのように変更してお諮りをしてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

特に御発言ないようでしたら、29年のT A Eの設定については原案のとおり承認していただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問第271号に関しては全て御議論いただいたところですがけれども、特段の追加の御意見等がありますでしょうか。

ないようですので、本件は原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第271号、それから諮問第272号及び諮問第273号、全て終了しましたので、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 8 水 審 第 3 1 号

平成28年11月24日

農林水産大臣 山本 有二 殿

水産政策審議会

会 長 馬 場 治

平成28年11月24日に開催された水産政策審議会第80回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第271号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第272号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第273号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

それでは、この答申書を保科増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、審議事項で残っておった事項に入りたいと思います。

初めに「指定漁業の許可等の一斉更新について」です。これにつきましては、後で出てまいります報告事項(1)の「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」がこれと関連しますので、あわせて事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 座ったまま失礼いたします。企画課長の中でございます。

審議事項と関連する報告事項の(1)指定漁業の許可及び起業の認可の状況についてをまず説明させていただきます。お手元の資料7に沿って御説明させていただきます。

本報告は、漁業法第64条の規定に基づき、毎年資源管理分科会に報告させていただいているものでございます。

資料の表紙をおめくりいただいて、まず1ページでございますが、指定漁業の11種類について許可期間と、本年10月1日と昨年10月1日時点の許認可隻数を記載しております。このうち1から9まで、沖合底びき網漁業からいか釣り漁業までの9漁業種が来年8月1日に行います一斉更新の対象となっております。本年10月1日時点で11種類の合計の許認可件数は1,412隻、昨年の1,486隻から74隻減少しております。減少の理由といたしましては、自主廃業、起業の認可の失効、中型さけ・ます流し網漁業の国際漁業再編対策による減船等でございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページから4ページまでは漁業種類ごとにトン数階層別の許認可隻数を整理しております。後ほどまた御参照ください。

最後に5ページとなりますが、平成26年と平成27年の指定漁業の漁業種類ごとの漁獲量を示しております。平成27年の指定漁業による漁獲量は合計概算値で157万5,000トンと、前年と比較して5万7,000トンの減少となっております。これを漁業種類別に見ますと、大中型まき網漁業では北部太平洋海区を主としたサバ、イワシの漁獲量の増加が見られておりますが、北太平洋さんま漁業では海洋環境の変化によるサンマの日本近海への来遊量の減少等により減少しているところでございます。

以上が指定漁業の許可及び起業の認可の状況についての報告でございます。

引き続きまして、審議事項、指定漁業の許可等の一斉更新について御説明させていただきます。

資料は資料5-3をごらんいただけますでしょうか。スケジュールを示しております

が、先ほど御説明いたしましたとおり、9種類の指定漁業について、来年8月1日に5年ごとの許可の更新が予定されております。そのスケジュールがこのとおりとなっております。

一斉更新の処理方針については、本日と、あとこれは2月に予定というふうに書いておりますが、資源管理分科会において御審議いただいた上で、その下、また3月の資源管理分科会において処理方針について御了承いただくとともに、許認可隻数等に関する公示の諮問を行わせていただく予定としております。本日は、後ほど指定漁業の主要対象資源の現状と見直し、あと29年指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針の素案について説明させていただきます。

一旦漁場資源課長にマイクを渡します。

○漁場資源課長 それでは、資料の5-1をお願いいたします。指定漁業の主要対象資源の現状と見直しでございます。これは、漁業種類ごとに海域ごとに主要な魚種の状況をまとめたものでございます。

まず沖合底びき網漁業でございますが、北海道区につきましてはかなり多くの資源が低位でございます。特にスケトウダラ資源は太平洋系群以外は低位水準となっております。

次に太平洋北区でございますが、2ページをお開きください。こちらはカレイ類等が高位水準、紫色が高位となっており、それ以外が中位水準という感じでございます。

3番の太平洋中・南区につきましては、ニギス、ヤリイカが中位でございます。

日本海北区・西区につきましては、基本的には魚類資源は中位、それにズワイガニの日本海B海区が高位となっております。

対馬周辺海域でございますが、ごらんのように中位と高位が半々となっております。

2番の以西底びき網漁業ですが、これは漁場が東シナ海、中国漁船が多く操業するところでございますので、ほとんどの対象資源が低位となっております。

3番、遠洋底びき網漁業ですが、国際規制の強化に伴いまして漁場漁獲量は基本的に縮小・減少しておりますが、その中で天皇海山海域におけますクサカリツボダイにつきましては、2013年から2015年の加入が悪かったこともあり、資源水準は低位となっております。

4番の大中型まき漁業でございますが、まず太平洋海区です。マイワシ、アジにつきましては先ほど御説明したとおりでございます。サバ資源につきましては、近年、中国

漁船の動向というのが非常に増えております。これらも含めまして、サバの資源評価は1月に公表予定となっておりますところでございます。現時点での資源の状況をまとめた表は4ページの上のグラフの表のとおりでございます。

日本海・東シナ海につきましても、マイワシ、マアジが中位、サバが低位となっております。

5番、かつお・まぐろ漁業でございますが、太平洋海域につきましては5ページの上の表をごらんください。はえなわ漁業の主対象魚種でございますメバチにつきましては、東部太平洋、中西部太平洋ともに低位でございます。一方、カツオ及びビンナガにつきましては、これはWCPFCの評価結果でございますが、資源状況が高位となっております。

(2)のインド洋でございますが、ここもカツオについては高位、はえなわの主対象魚種であるメバチについては中位となっております。

6ページでございますが、大西洋でございます。クロマグロ資源につきましては、東太平洋のほうでは高位・増加傾向にございますが、はえなわの主対象魚種のメバチにつきましては低位・横ばいとなっております。

6番、北太平洋さんま漁業でございますが、これはいろいろ資源状況が海洋条件、あるいは外国漁船の漁獲動向によって左右されております。現時点においては中位・横ばいと判断されております。

7番の日本海べにずわいがに漁業でございますが、これは大体中位水準の横ばい傾向であろうと認識いたしております。

最後にいか釣り漁業でございます。これは魚種ごとにまとめておりますが、スルメイカにつきましても、最終的な資源評価は1月に公表となっておりますけれども、冬季系群、秋季系群、いずれにいたしましても資源量の減少を示唆する結果が出ておるところでございます。

アカイカにつきましては、一番最後になりますが、中位で動向は増加と判断されております。

ニュージーランドスルメイカにつきましては、資源水準は低位、動向は減少と判断されております。

以上でございます。

○企画課長 引き続きまして、資料5-2によりまして「指定漁業の許可等の一斉更

新」についての処理方針の素案の説明をさせていただきます。

まず1ページ目の第1の1パラでございますが、指定漁業を取り巻く環境について概要、課題を整理しております。資源状況については説明にあったとおりでありまして、今後とも水産物を安定的に供給していくために、引き続き、水産資源の適切な保存・管理の確保を図っていく必要がある旨記載しております。

2パラ目ですが、国際的な状況としては、我が国周辺水域で操業する外国漁船との資源及び漁場をめぐる競合の激化、地域漁業管理機関における国際機関や外国水域への入漁条件も厳しさを増している中で、国際的な規制に対応しつつ、我が国漁船の国際競争力の強化と漁業権益の確保が喫緊の課題となっている旨記載しております。

3パラでございますが、国内においては漁業種類や地域によっては、漁業者間で漁場や魚種の競合等の軋轢が生じており、これまでも相互理解を図るための協議の促進やVMSの導入等、信頼関係の構築に向けた取り組みを推進してきたところであり、今後とも両者の共存を図るため、漁業種類や地域ごとの状況を踏まえ、きめ細かな対応が必要である旨記載しております。

4パラ目に行きまして、合理的かつ効率的な操業体制への移行、漁船の安全対策や居住環境の改善、新規就業者の確保を初め、乗組員の確保・育成の取り組みを推進する旨について記載しております。

5パラでは、以上を踏まえ、今回の一斉更新における指定漁業の許可等についての基本処理案を2ページ目からの第2に記載しているというものでございます。

2ページ目の資源管理の推進として、まず公示隻数の抑制という部分について考え方を御説明させていただきます。

我が国周辺の指定漁業による漁獲量の大宗はTAC対象魚種が占めており、その漁獲実績がTACの6、7割にとどまっている旨、また遠洋漁業が漁獲対象としている魚種についても、地域漁業管理機関により国際的な資源管理が行われている旨、このような状況に鑑みれば、指定漁業によっては公示隻数の増加が検討できる余地もあるところであるが、同時に国内の漁業調整の状況や指定漁業者の経営の状況等も勘案する必要がある旨、今回の一斉更新における許可又は起業の認可をすべき隻数の決定に当たっては、前回の公示隻数から、その後に減船・廃業したものを削減するとともに、許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められるものの削減をすることにより、公示隻数の縮減に努めることを基本とする旨、また、国際的に資源管理が行われている魚種を対象とし

て操業する指定漁業については、地域漁業管理機関での決定事項も考慮して公示隻数を決定することとする旨を記載しております。

(2) の数量管理の充実のところでございますが、資源管理の充実として、主要資源について一斉更新後の許可期間中においてもTAC対象魚種の拡大や個別割当方式の利用等の検討を引き続き行うこと、また、数量管理の充実に当たっては、漁業秩序への影響を十分に勘案しつつ、漁船や操業に係る規制の見直しを検討することとしている旨を記載しております。

次に、2の漁業秩序構築の推進でございます。

3ページのほうを見ていただきまして、(1)はVMSの設置についてでございます。我が国周辺水域における漁業調整の円滑化と漁業取り締まりの効率化、また地域漁業管理機関等による漁業秩序の確立を推進するため、指定漁業の許可船舶へのVMS設置を順次進め、一斉更新後の許可期間中に原則として全許可船舶にVMSの設置を行うこととする旨を記載しております。

また、(2)の漁業調整の推進については、引き続き一斉更新時に限らず定期的かつ必要に応じ、各漁業者の置かれた状況を踏まえつつ、地域ごとの操業上の問題について積極的に対処し、これら漁業者の共存に向けた漁業調整の推進を図ることとする旨を記載しております。

次、3つ目の国際競争力の強化のところでございますが、資源及び漁業秩序への影響を十分に勘案しつつ、合理的・効率的な操業体制への移行を推進するとともに、国際競争力強化に資する規制の見直しを行うことといたしております。規制の見直しの具体的な内容については、第3に記載してございまして、後ほど漁業調整課長から説明いたします。

また、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業については、TAC対象魚種をもっぱら漁獲対象としていることを踏まえ、兼業化による経営安定や新規参入の機会を確保するため、公示隻数は前回の一斉更新時における許可及び起業の認可隻数とする方針を示しております。

次、4ページをおめくりいただきます。

漁船の安全対策の強化及び居住環境改善の推進については、引き続き、漁獲能力の増大に直接影響しないと認められる増加トン数を限度として、船舶の総トン数規制を緩和、また、AISの普及促進を図るとともに、漁業労働環境の改善により漁業労働災害を防

止する所要の措置も積極的に講じ、乗組員の確保に資することとしております。

なお、参考の乗組員の確保に関する施策については、具体的な内容については今後更に検討を深めてまいりたいと思っております。

第3については漁業調整課長から説明させていただきます。

○漁業調整課長 それでは、漁業調整課長のほうから引き続き第3について説明させていただきます。

漁業種類ごとの処理方針でございます。

沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可をすべき隻数ということでございまして、先ほどの基本的な考え方に応じた隻数と考えております。①におきまして、前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数、②としましては、前回の一斉更新以降、平成29年7月まで資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数、③としまして、2年間引き続き休漁している許可に係る船舶、一斉更新の直前の時点で認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際し、更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶でございまして、今お話ししました①の隻数から②、それから③の隻数を差し引いた隻数とするということを考えております。

(2)としまして、沖合底びき網漁業につきましては、漁業構造改革をやっているものにつきまして漁法の変更の許可をするという考え方を示しております。漁獲能力が増加しないということが実証された場合に、1そうびきから2そうびきへの転換等の許可を行うということでございまして、具体的には千葉で行われております1そうびきでは困難な深場での操業をするために2そうびきに転換して実証事業を行っているというのがございまして、そういったものをイメージしております。75トン型の1そうびきを19トン2隻の2そうびきに転換するというものでございます。

次、以西底びき網漁業でございます。2でございますが、先ほどの沖合底びき網漁業で考えた公示の隻数と全く同じ考え方でございます。3の遠洋底びき網漁業についても同様でございます。

4番目の大中型まき網漁業についても、公示の隻数については同様でございます。

6ページ目でございます。

先ほど基本的な考え方のところにもございましたとおり、(2)国際競争力強化のための許可船舶の大型化手続の見直しなど、これは大中型まき網漁業の中でも海外まき網

漁業についてのものでございます。具体的には、①としまして、太平洋中央海区において、大型化した船舶について付されている漁獲量、それから魚倉容量に関する制限又は条件について、一定の許可の廃業を見合いとして、当該制限又は条件を解除するという考え方、それから、②としまして、インド洋海区において、漁業構造改革による新たな操業形態の試験操業に一定の成果が得られているということを踏まえて、公示の総トン数別の隻数に反映させるということでございます。

①につきましては、太平洋で漁獲量を増加するということになりますが、その見合いとして一定の許可船舶を廃業するという見合いにしまして、漁獲量が増加する部分について解除することと、それと、魚倉容積が制限されていたものについて、一定の許可船舶の廃業見合いとして解除することが具体的な内容でございます。

②につきましては、今、漁船漁業構造改革の実証事業でやっているものの760トン階層がインド洋海区においてはございません関係上、349トン型の階層を760トンの階層を1つ設ける、上の階層を設けるということでございます。

(3)の外国漁船と競合する漁場における操業規制の見直しでございます。我が国関係漁業者との間で漁業調整の問題を惹起しないような水域での操業については、附属船の共同利用が可能となるような操業に係る規制の見直しを行いたいと考えております。具体的には、遠洋まき網の区域、東シナ海海区でございます。そういったところで国際競争力を強化するという観点で、構造改革で現在の運搬船を減じた船団構成にしてきているところですが、経営の合理化という観点から、少なくなった運搬船を共同利用して競争力を強化しようという考え方でございます。

5番目の遠洋かつお・まぐろ漁業、6番目の近海かつお・まぐろ漁業につきましては、公示の隻数に関する考え方は、最初説明した沖合底びき網漁業と同じでございます。

7番目の北太平洋さんま漁業、それから9番目のいか釣り漁業につきましては、先ほどの基本的な考え方でもございましたとおり、漁獲可能量による漁獲管理が行われておる魚種、その単一の魚種をもっぱら漁獲対象としている北太平洋さんま漁業といか釣り漁業については、公示隻数をこれ以上船を減らす必然性がないという判断に立ちまして、前回の一斉更新時の許可及び起業の認可の隻数を公示隻数としたいというふうに考えてございます。その理由につきましては、先ほども説明がありましたとおり、サンマはN P F Cで国際資源として管理が本格化しつつあるということと、ほかの漁業からの兼業化による新規参入を確保したりすることで、他の漁業等の経営安定に寄与したいという

ふうに考えているということでございます。

それから、7番目の(2)で光力規制の見直しがございます。これ、いか釣り漁業も北太平洋さんま漁業も、両方とも光で集めて漁獲する漁業なのでございますけれども、北太平洋さんま漁業につきましては、発光ダイオード(LED)といった新しい技術開発の導入がかなり進んでおります。普及に伴う光量規制の見直しを行う。どちらかというところ業界のほうから、この機会にこういった規制を設けたほうがいいのではないかとという提案がございまして、それを受けて光量規制の見直しを行う。LEDに対応した消費電力の総和等を規制の内容としたいというふうに考えております。具体的な数値につきましては、まだ検討中であるという状況でございます。

日本海べにずわいがに漁業についても、先ほどの考え方と同じ公示隻数となっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等ございましたらよろしく願います。

では、近藤委員。

○近藤特別委員 私たち大中型まき網漁業では、これまでも、これからも、国に指導をいただきながら太平洋クロマグロを初めとする資源管理の強化、また沿岸漁業との協議に真摯に対応してまいりたいと考えていますが、本処理方針案の1ページ目にあります「指定漁業を取り巻く状況」の2について、要望の意味も含めて発言させていただきます。

ここで書かれていますとおり、我が国の漁業全体にとって外国漁業、特に中国漁船の著しい増加は重要な問題であり、処理方針には資源及び漁場をめぐっての競合が激化していると書かれておりますが、東シナ海では既に危機的な事態となっております。特に当組合所属船による、この海域でのサバの漁獲量は、中国の新型漁船が増大し始めた平成22年以降減少の一途であり、平成22年と昨年とを比較すると、わずか3分の1にまで減ってしまっています。環境要因もあるかもしれませんが、このような事態は過去に経験がなく、中国漁船による操業の増大が大きく影響しているとしか考えられません。

処理方針にはNPFCを通じ国際的な資源管理とありますが、東シナ海はNPFCの対象海域ではありません。最近では日本海の暫定水域にも進出しているとの情報も

あります。我が国漁船の国際競争力強化、我が国漁船権益の確保のために、対策はもちろぬ喫緊の課題ですが、特に圧倒的に勢力の大きい中国漁船に対し、N P F Cなどの国際的な資源管理の枠組みでは管理できない東シナ海や日本海について、我が国漁業を守るという観点から、関係国による資源管理体制の早急な構築が必要ではないかと考えます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

事務局から何かコメントはございますでしょうか。

○国際課長 国際課長でございます。

今御指摘いただいた東シナ海と日本海を中心にした中国、今のお話は中国だけでしたけれども、韓国も同じように漁獲圧が高まってきておりまして、同様の問題があると認識しております。

処理方針の中では、これも御指摘がありましたけれども、公海域でのN P F Cを中心に記載をさせていただいております。お話にありました東シナ海海域については、まさに日本と中国、また日本と韓国のような、二国間の交渉の中でできるだけ制限すべく、特に、まず許可隻数を減らせということと、この頃では違法漁船—中国なり韓国なりの無許可の船が大分進出してきているという実態もございますので、そういったものを取り締まるようにということ。これらを柱として交渉しております。

中国につきましては、今週まさに協定に基づく次長級の協議を行っております。今日までの予定なので、最終的な結果は午後にも入ってこようかと思っておりますけれども、同様のことを先方に指摘しています。二国間の交渉ですので、一気にとはなかなかいかないのですが、交渉の中で、隻数の減であるとか漁獲の抑制、取り締まりの強化といったものを相手にまず認めさせる。更に、それを守らせるということをやっております。今の御意見も踏まえ、引き続き対応していきたいと思っております。

○山川分科会長 ほかに。

では、東村委員、よろしく申し上げます。

○東村委員 東村でございます。

ただいま御質疑と御回答のあった部分ですが、資料5-2の第1の2に関してでございます。「近年、我が国周辺水域で操業する」から始まる文言ですけれども、この2の最後のほう、「我が国漁船の国際競争力の強化と我が国漁業権益の確保を図ることが喫

緊の課題となっている」というふうに結ばれているところです。これに関しましては、内容に反対するものではなくて、質問と、もう一つ、私の中での解釈に基づくコメントをさせていただきます。

この2自体が国際的な動向に対応するというところで書かれていますけれども、国際競争力の強化というのは、どちらかといえば構造改善であったり、効率的な漁業の実現であったりという、やや経済的な視点が多いかと思います。一方で、我が国の漁業権益の確保というのは、国際的な地域漁業管理機関を通じてであれ、二国間協定であれ、むしろ政治的な意味合いも含んでいるかと思います。そうすると、2が2つに分けて書かれたほうがすっきりするんじゃないのかなど。もちろん全てがお互いに絡み合っていることですので、考えられて書かれていることかと思いますが、更に4に構造改革が出てきますので、何かちょっとすっきりしないように私は読んでいて、私の理解不足かもしれませんと感じました。

またちょっと話は飛びますけれども、2ページの第2章、1の(2)のIQに関してでございます。重々御承知のこととは存じますが、IQ方式が向く漁業形態、魚種であったりは非常に条件が限られているものだと考えておりますので、その点も含めての検討を引き続きお願いしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 何か事務局のほうでコメントございますでしょうか。御意見をいただいたということで、次回の案を御提示いただくときに御検討いただいてということよろしいでしょうか。

では管理課長、よろしく申し上げます。

○管理課長 IQの件につきましては、現在北部太平洋で我が国の漁業の実態に合った形でどういうものかというのを検討させていただいておりますので、委員御指摘のように、日本の中でうまくフィットするようなものがどういうものかというのを引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 では、高橋委員。

○高橋特別委員 5-2の2ページ目で質問が2点ほどございます。処理方針ですから、まだ素案だということもございますけれども、(1)の下から5行目、「許可又は起業の認可を行うことが不適當」だというくだりです。実際これは漁業法の違反ということになるんでしょうけれども、実際、こういう船があるのかどうかというのが1点と、ま

た、上のほうからのくだりを見ると、当然こういう記載があっても不思議ではないんですが、改めてここに記載をした大きな理由が何かあるのかということと、それから、

(2) の一番下の「漁船や操業に係る規制の見直しを検討する」と、こう記載をされておりますけれども、この規制の見直しというのは、具体的にあれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 では事務局、よろしく願いいたします。

○漁業調整課長 では、漁業調整課のほうから答えます。

1 番目の「今回の一斉更新における許可又は起業の認可をすべき隻数の決定に当たっては、前回の公示隻数から」のくだりでございます。これは、具体的には4 ページ目の先ほど説明したところを見ていただきたいと思いますけれども、その差し引く分、②の部分であったり③の部分のことですが、減船・廃業したものを削減し、それから、許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められるものが③でございまして。これは公示の隻数を言っております。それで、今、高橋委員から御指摘のあったものは適格性がないことの話だと思っておりますけれども、これは公示に余りがあっても許可はできないということでございます。もともと指定漁業者として不適格だということでございます。これはちょっと私の説明が不足しておりましたけれども、そういった意味でございます。

それからあと、規制の見直しでございますが、具体的には今後、指定許可の有効期間についても考えていかなければいけないという課題の提言でございまして、指定漁業者からいうと、この前の水産基本計画のときの説明でも言いましたとおり、大中まきでありますとか沖底の北のほうもそうですが、サンマでありますとかイカでありますとか、ほとんどTAC対象魚種をとっておるわけでございますが、出口規制のほうを縛られて、入り口のほうもこれまでどおり縛られるというのでは、ちょっと指定業者も息苦しいのではないかとございます。ただ、この文章の中にも書き込ませていただいているとおり、沿岸との調整、他種漁業との調整というのは極めて重要でございますので、そういったものを配慮しながら問題がないものは改良していこうと、それが具体的には先ほどのまき網の共同運搬船であるとか、あと国際漁場で働く海まきの規制緩和であるとか、それとか漁獲努力の増と関係のないような漁法の変更であるとか、そういったものが今具体的に挙がっているということでございます。

○山川分科会長 では、ほかにご意見、ご質問等。

三木委員。

○三木委員 資料の5-2に沖合漁業と沿岸漁業の漁業者の共存という部分がありましたので、ちょっとそれに関連しての御質問でございます。

今後、沿岸漁業の漁場利用等の方針についてちょっとお聞かせいただければと思っ
ているんですけれども、というのは、今の文章にあったように、指定漁業に関しては国際
的な状況、そして資源状況に対応してというところだと思うんですが、沿岸漁業のほう
は担い手の縮減というところが一番大きいと思います。既に浜活プラン、いろいろなプ
ランも出されておりますけれども、なかなか漁場利用の部分まで手をつけられていない
んじゃないかなというふうに思います。もちろんこういう部分というのはセンシティブ
で、漁協レベル、浜レベルの自主的なものとして取り組みをされるものでありますけれ
ども、既存の漁業者のままでいくと硬直的になりがちで、ともすると人数減少に伴って
漁場利用も縮減、資源利用も縮減していってしまうのではないかなというふうに危惧し
ております。

ですので、高齢者漁業に配慮し、また地域の秩序を乱さないという配慮をしながらで
はございますけれども、沿岸漁業資源の合理的利用と地域漁業の活性化を目してソフト
な適当な関与も必要なのかなと、こう思うんですが、そのあたり、どのようにお考えか、
何かありましたらお教えいただければと思います。

○山川分科会長 沿岸漁業のことについてということで、よろしく願います。

○企画課長 ここでは沖合と沿岸との調整という処理方針の中で説明させていただいて
おりますが、沿岸部分につきましては、別途水産基本計画を現在企画部会のほうで御検
討いただいているところございまして、その中で沿岸漁業に部分的にあまり効率的と
いうか、フルに活用していない資源等というのがあるのではないかといた部分につ
きましては、まずは沿岸漁業の皆さんに担い手として活躍していただけるような施策をど
うやって講じていくのかという議論もあり、そこから先、それでもどうしても、そうい
う浜だけでは何ともフルに水産資源を活用できないような状況というのがある場合には、
外からの支援といいますか、参入みたいなものも含めて、今後そういう可能性も含めて
議論というのは深まっていくであろうというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、続きまして大森委員、よろしく願います。

○大森委員 私も沿岸の立場から数点お願いしたいと思います。

まず、我々として、この処理方針のたびに申し入れをしておりますけれども、この5-2の処理方針の資源管理の推進のところですね。やはりそもそもこういった公示隻数の抑制とか数量の管理の充実という中で大前提として、やはり沖合漁業が今後将来どういった形で構造改革を進めていくのかという、そういう国としての大きなグランドデザインを示した上で、沖合と沿岸が資源と経営が整合するような、そういった住み分けを行っていく、そして共存共栄を図っていく、そういった方針を示していただきたいということとをずっと申し上げております。引き続きそのご検討をお願いしたいというふうに思います。

また、漁業秩序の構築の推進のところでありましてけれども、ここで(1)と(2)がございます。(1)のVMSの全許可船舶への設置ということで、前回の処理方針を更に踏み込んでいただいて感謝する次第であります。ただ、中身の最後の行に「原則として」という言葉が入っておりますけれども、原則というのが、例外を常時認めるとか、そういったことのないようお願いしたいということ。

それから、ここの項目で前回の処理方針ではVMSの常時作動というのが入ってございました。これがあえて今回そういった表現が外れていますので、お考えがあれば教えていただきたいということと、やはり沿岸側からいくと、沖合漁業の操業についての不信感を非常に持っているところを、この常時作動しているということで国がしっかりとチェックをしていただいているという意味合いも含めて、我々としては、この言葉は残していただきたいというふうに思います。

また、漁業者間の協議による漁業調整の推進ということで、国がこういった協議の場に積極的に関与していただくということを更に推進をしていただきたいと。やはり個別の海域での調整問題というのは、これはもう全国引き続いてございますので、さらなる強力な指導推進をお願いする次第であります。

以上です。

○山川分科会長 では、漁業調整課長、よろしくお願いたします。

○漁業調整課長 沖合漁業のグランドデザインということにつきましては、引き続き基本計画の検討のほうでもやっていくということになるかと思っております。

それからあと、VMSの話でございます。「原則として」というふうにしたのは、例えば全く調整上問題が生じていない2そうびきの場合、その2そうびきのうちの片船だけでもいいのではないかと、2そうまきも片船でいいんじゃないかという議論があると

ということで、100%ということにはならないかもしれないということで原則というふう
に書いております。それから、常時作動につきましては、全く同じ考え方で運用はして
いくつもりです。ただ、例えば国際漁場で展開する漁業、今回新たにさんま漁業なんか
がN P F CでVMSを導入するというようになっておるわけなんですけれども、制度的
に義務化されてしまうのは公海上でございまして、E E Zの中では国際取り決め上はV
M S作動の義務はない。まだ検討の余地があるという部分があって、今回はこのような
記載は明確にされておりませんが、そのような記載をできるかどうか検討したいと思います。

それから、調整問題につきましては、これまでも沖合と沿岸との問題が生じそうにな
ったら、都道府県とか団体とかの情報をリアルタイムでキャッチしまして、時宜を逃す
ことのないように調整を行ってきたところでございますし、直近で聞きますのは、スル
メイカ資源の問題で東北のほうでいろいろなそういう話が出てきておるという関係で、
早目に双方の意思疎通をちゃんとできるように対応しているという現状でございます。
引き続きしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○山川分科会長 ほかには御意見。

本間委員。

○本間特別委員 北海道機船の本間です。今のVMSの話で二、三、お聞きしたいこと
があるので、よろしくお願いします。

今のお話ですと電源のスイッチがオン・オフできるということみたいですが、
現在自分らがつけている装置は、基本的にもう船の発電機が回ってしまえば発信してし
まうということで、スイッチは基本的についていないということなんですけれども、今
のお話を聞くと、そういう部分で機械が新しくかわるのかなというふうにも感じたん
ですが、その辺をまず教えていただきたいのと、全船取り付けということになりますと、
漁業種類で優先順位があるとか、あと全体的なスケジュールとして漁業の一斉更新期間
中ということですので、どれぐらいをめどに全船取り付けという形になるのか、もし現
時点わかっていたら教えていただきたいなと思います。

○山川分科会長 では、漁業調整課長、よろしくお願いします。

○漁業調整課長 今でもカツオ、マグロみたいな国際漁場を展開している漁業について
は、義務のないところではオフにできるシステムになっておりますが、日本の周辺で前

の一斉更新のときから設置しているものは自分ではオン・オフができない仕組みのものを導入しております。日本の周辺では、そのシステムが継続されるということです。

それから、設置のスケジュールですが、平成29年度は沖底以外の漁業も含めて全体で300隻設置する予定で、沖底は全船、約340隻中100隻余りを、その29年度中に設置する予定となっております。以降、許可期間5カ年中に全船に設置することとしておりますが、これは当課のほうを担当ではないんですが、予算とかのこともありまして、平成30年度以降、29年度、30年度につきましては管理課のほうで……。

○指導監督室長 指導監督室でございます。VMSの予算を、取り締まりの効率化ということで担当してございます。

29年の予算要求の状況については、今、黒萩課長から言ったとおり300隻で行ってございます。その後につきましても、必要な台数をなるべく早くつけられるように予算要求は進めてまいりたいと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等。

では川越委員、よろしく申し上げます。

○川越特別委員 すみません。再度強力に要望ということでお聞きしていただきたいと思えます。先ほど近藤委員が申し上げたとおり、外国漁船の話でございます。せっかくここに国際課長が出てきておられますので、当然今の問題で日本海暫定水域に北部暫定水域、そこに中国船はもとより北朝鮮という船がここ二、三年、大挙して入ってきている。そういう中で取り締まりの関係で、どうも姿を見ていると、どうしても北朝鮮という相手がおるならば外交というのは非常に難しい点があるということで、拿捕はしない、排除というふうな姿が日本の外交的な政策のように見られておって、ここにも書かれているように、日本の漁業者の漁業権益を守るといったって、日本の主権の及ぶ海域で日本漁船が逃げていく、操業できない、そこらのやっぱり取り締まりの確固たる強化する方針を何とか出していただきたい。非常にここは外務省等とのすり合わせになろうかと思えますが、今のままの日本の海域を守るということは非常に難しい状況があるんじゃないかというふうに、我々漁業者は非常に不安、心配している。そして何を思うかというと、例えば北朝鮮籍、中国船籍、日本の海域に入ってきて、日本が取り締まらないというか、あまり多く排除しないとすれば、境界線はここらまで入ってきて大丈夫だろう、ここまで来ても日本の取締船は強固な対応をしないだろうというふうに思わ

れるようになると、ますます彼らの思うような姿になる。

そういう中で、とにかく日本海の暫定水域というのは、以前からの議論もあるように境界確定してくれということが日本側漁業者の要望でもありますので、そこはそういうふうなことは考えていただきたいと思いますし、今、暫定水域、日韓という部分があるわけですから、やはりここでこのルールを確立しておいて、せっかく韓国も公船を配置しているということで、二国間でのそういう対応、措置も必要ではないかということもお願いしたいと思いますが、いずれにしても、日本の主権の及ぶ海域で日本の漁船がすたこらさっさと逃げていかなければならないということはいかななものかと思いますので、ここら外交の政策上の問題はあろうかと思いますが、何とか強固な取り締まり方針を出していただきたいということで、再度強力な要望としてお願いしたいと思いません。

○指導監督室長 指導監督室でございます。

日本海含めて外国船の状況で日本、特にいか釣り船が影響を受けているという話は当方としても伺っておりますし、それに対応するべく取締船の集中配備を含めてしっかり対応してきているところでございますし、取り締まりとしては今後とも手を緩めることなく、しっかり対応してまいりたいと考えてございます。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

では、若狭委員、よろしく申し上げます。

○若狭特別委員 すみません。時間も押してまいりましたので簡略に要望を申し上げます。より要望というふうに聞いていただければ宜しいのですけれども、資料の3ページの国際競争力の強化というところで、1の許可船舶の大型化手続の見直しや、その下の外国漁船との競合云々の部分について、これは海外まき網漁業のところだけ限定して言わせていただくと、皆さん御存じのとおり、近年入漁料、これはVD（ベッセル・ディ）の値段というふうに言っておりますが、右肩上がりやで相当な高騰でして、経営的にも非常に苦しい状況に置かれております。それで、やはりここに書かれているこういった規制の緩和、見直し等をしていただいて、より遠洋漁業の存続につなげるように、皆様方の御支援と御理解を頂きたいと、改めてこの場をお借りしてお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御要望ということでよろしいでしょうか。

○若狭特別委員 結構です。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

では、特にございませんようですので、これにつきましてはこれぐらいにさせていただきますまして、事務局におかれましては、本日の各委員からの御意見等を踏まえられて、次回の資源管理分科会で処理方針の案を提示していただくようによろしく願いいたします。

これで審議事項は終了したわけですが、次の報告事項にまた戻らせていただきます。

報告事項（１）の「指定漁業の許可及び起業の認可の状況」については、先ほど審議事項とあわせて御説明がありましたので、報告事項（２）の「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について」、これにつきまして事務局から説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 それでは、報告事項の（２）「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について」、これは資料８をごらんいただければと思います。

それでは、まず１つ目のパラグラフからですが、１にありますとおり、本方針は、海洋水産資源開発促進法の規定に基づいて、沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進等に関する事項について、おおむね５年ごとに農林水産大臣が定めることとされているものでございます。

２に行きまして、現行の第９次開発基本方針、参考資料として添付しておりますが、平成24年３月に策定、同年４月12日に公表されており、来年３月には５年が経過することから、今年度中に新たな開発基本方針を策定し、公表する必要があるところでございます。

なお、留意事項といたしまして、開発基本方針では、沿岸海域の増養殖等による漁業生産の増大目標を定めることとされているため、現在検討中の水産基本計画の見直し—これは自給率等を定めることになっておりますが—や、次期漁港漁場整備長期計画との整合性を確保しつつ、策定作業を進めていくこととなっております。また、開発基本方針の内容は、漁業生産の増大目標のほか、増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類や自然条件、漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域等、非常に具体的かつ専門的なものとなっておりますため、前回と同様、まずは有識者を交えた検討を水産庁内において進め、その後に資源管理分科会に基本方針案を諮問し、答申をいただ

くこととしたいと考えております。

具体的なスケジュールといたしましては、その3番のところに書いておりますが、今後、水産庁内において増養殖や新漁場開発等に関する有識者を交えた意見交換会を開催し、方針策定に向けた検討を進め、2月に予定されている次回の資源管理分科会において中間報告を行い、3月に開催予定の本会において諮問を行うというスケジュールで進めてまいりたいというふうに考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

特に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項の(3)、(4)はもう既に終了しましたので、次、報告事項の(5)「指定養殖業の許可の状況について」ということで、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○内水面漁業振興室長 それでは、本年7月の当資源管理分科会におきまして諮問、答申をいただきましたウナギ養殖業の公示につきまして、公示に基づく許可を行いましたので、その状況を御報告いたします。

資料11でございます。

こちらの上の表のほうに申請数量、許可数量を上げておりますけれども、ニホンウナギにつきましては申請数量が公示数量を上回りましたが、内水面漁業の振興に関する法律において準用する漁業法の規定に基づきまして、既存の許可を受けておられます実績者に優先して許可を行いましたところ、公示数量に達しましたので、許可は実績者のみ484件となっております。その他のウナギにつきましても、申請が公示数量を上回っておりますが、これにつきましても実績者に優先して許可をいたしましたところ、公示数量に対して423キロの残余が生じたので、これにつきましては、くじによる配分を行いまして許可を行っております。最終的に実績者の方68件、新規の方9件について、その他の種のウナギについて許可をしております。

下の表には都道府県別の許可件数受け入れ割当量を挙げておりますけれども、ウナギ養殖業の許可につきましては、1つの養殖場ごとに許可をすることになっておりまして、養殖場によってはニホンウナギとその他の種のウナギ、両方の許可を受けているというところがございますので、許可の件数といたしましては、ここにありますとおり520件

ということになっております。

ちなみに、昨年の一斉更新時における許可件数は543件でございましたので、1年間で23件の減少ということになっております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいいたします。

特にございませでしたら、最後の「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」に移りたいと思います。

事務局から御説明をよろしく願いいいたします。

○資源管理部参事官 資源管理部参事官の田中でございます。

資料12にございます全米熱帯まぐろ類委員会の結果について、手短に御報告させていただきたいと思っております。

前日も、この資源管理分科会で太平洋クロマグロのことにつきまして御報告させていただいておりますが、その後の動きとして、10月にこの会合が開催されました。御案内のとおり、クロマグロは太平洋の東西にまたがって分布、回遊する魚でございますので、先ほどからも話がございました西側の中西部太平洋まぐろ類条約（WCPFC）とともに、東側のマグロの漁業を管理しておりますIATTCのほうでも、科学的根拠に基づきまして協調した管理を国際的に行っていく必要があるということでございます。

その観点から太平洋クロマグロの保存管理措置について議論が行われまして、結果概要についてでございますが、2ポツの（1）にありますように、現行の保存管理措置でございます年間漁獲上限3,300トンを初めとする措置を更に2年間、2018年まで継続をさせるということと、それ以外の資源回復目標の関連につきましてもWCPFCに合わせた形で設定していくということが合意されているところでございます。

（2）のメバチ・キハダの保存管理措置につきましては、ここにございますように結論が出ませんで、来年2月をめどに引き続き継続審議をしていくということになってございます。

日本といたしましては、太平洋クロマグロの資源回復を図るために、引き続き関係国と協調しながら、責任ある漁業国として議論を主導していきたいというふうに考えております。

以上で、手短でございますが、御報告とさせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいいたします。

では、特にございませんようですので、その他に移りたいと思います。その他ですけれども、何か委員の方から……。

高橋委員。

○高橋特別委員 2点ほどお願いします。

まず1点目ですけれども、南極条約に関する総会が開かれ、ロス海の生物について捕獲禁止となってサンクチュアリ化したというような話を聞いていますが、鯨類にあってはIWCの場で議論をするという理解でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、ベーリング公海のスケソウの資源の問題です。フェードアウトされて20年以上になると思いますが、長い期間フェードアウトされたままで資源状況が回復をしないということのようでございますけれども、その後、どうなっているのか。遠洋トロール漁船の操業場所も数少なくなっている状況の中で重要な操業海域と認識をしているのですが、アメリカ、ロシアとの交渉はどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

以上です。

○山川分科会長 事務局、御説明よろしく願いいいたします。

○国際課長 1点目。CCAMLRの南極のサンクチュアリの関係で、お話がありました。CCAMLRの条約の規定の中で、もともと国際捕鯨条約に基づく取り組みは除外されておりますので、クジラの関係は基本的に関係ないと理解していただいて大丈夫です。

○資源管理部参事官 2点目のベーリング公海漁業の関係でございます。

御案内のとおり、禁漁になってからかなり長い年月がたっておりますが、毎年アメリカとロシアから資源の評価は出てきておりまして、その資源の評価の結果が一定の水準以上になった場合に限ってベーリング公海での操業が再開されるというのが条約の附属書の中で決まっております。毎年資源評価の結果は出てきておりますが、残念ながら閾値に達しない低水準な状態が続いてきているというところでございます。近年若干増加の傾向が見られておりますので、我々も引き続きアメリカ等に強く働きかけて、この問

題について忘れずにきちんと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○山川分科会長 ほかに、その他のところで何か委員の方からございましたら。

では、ないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内、よろしく願いします。

○管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、来年の2月中下旬をめどに開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催するということになる場合には、できるだけ早期に御連絡をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、日程につきましては後日事務局から調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上で、予定しておりました議事については全て終了いたしました。

本日は、非常に長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。